

2026 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 海 帆
代表者名 代 表 取 締 役 守 田 直 貴
 (コード番号：3133 東証グロース)
問合せ先 管 理 本 部 長 羽 二 生 博 志
 (T E L . 0 5 2 - 5 8 6 - 2 6 6 6)

2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信のレビュー結論不表明に関するお知らせ

当社は、本日、当社の会計監査人であるプログレス監査法人から、2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の四半期連結財務諸表について、結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

プログレス監査法人

2. 四半期連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の内容

2027 年 3 月期第 1 四半期の四半期連結財務諸表に係る期中レビュー報告書に記載された内容は、以下のとおりです。

< 結論の不表明 >

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社海帆の 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間（2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）及び第 1 四半期連結累計期間（2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 2 項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

＜結論の不表明の根拠＞

会社グループは、継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、2023年3月期以降、継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。さらに、重要な後発事象の注記（社会保険料の滞納分に対する差押）に記載のとおり、2026年7月15日、7月21日付で会社の社会保険料の滞納分合計約41百万円につき日本年金機構より保証金返還請求権の差押を受けており、資金が逼迫している状況が認められる。これらのことから会社の継続性の前提に重要な不確実性が認められる。

当該状況に対する経営者の対応策は当該注記に記載されているが、資金繰り改善策の柱となる新株予約権の行使については、株価の低迷から困難な状況にあり、会社は新たに新株発行に向けて関係者と協議をしている状況にあり、当監査法人は、経営者が継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することの適切性に関して、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、上記の監査範囲の制約を受け、前連結会計年度に引き続き、当第1四半期連結累計期間においても、資金の逼迫が深刻であり、会社の継続性の前提についての重要な不確実性が四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は重要かつ広範であるため、当監査法人は上記の第1四半期連結財務諸表について、結論を不表明とすることにした。

3. 結論不表明に至った経緯及び当社の認識

当社は、2026年6月26日付「2026年3月期有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明及び内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2026年3月期の財務諸表及び連結財務諸表について、会計監査人より監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。

今回のレビュー結論不表明は、前連結会計年度に引き続き、資金の逼迫及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していることに加え、資金繰り改善策の柱となる新株予約権の行使が株価の低迷により困難な状況にあり、新たな新株発行に向けて関係者と協議している段階であることから、会計監査人が、経営者が継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することの適切性に関して、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかったことによるものであります。

したがって、2026年3月期の監査意見不表明の原因となった事項が当第1四半期においても継続していることが、今回のレビュー結論不表明の主たる理由であります。

なお、今回のレビュー結論不表明は、当第1四半期において新たな不正行為又は会計処理に関する重大な誤りが判明したことを理由とするものではありません。

4. 今後の対応

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、2026年3月期の監査意見不表明及び今回のレビュー結論不表明に至った事態を厳粛に受け止めております。

当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消に向け、資金繰りの改善及び財務基盤の強化を最重要課題として取り組んでおります。現在、資金調達の実現に向け、新たな新株発行について関係者との協議を進めております。

今後、資金調達の確実性を高めるとともに、会計監査人が結論を表明するために必要となる十分かつ適切な証拠を提示できるよう、会計監査人と緊密に連携し、レビュー結論不表明の原因となった事項の早期解消に全力で取り組んでまいります。

また、財務基盤の安定化を早期に実現するとともに、再生可能エネルギー事業をはじめとする各事業を着実に推進し、業績及び企業価値の向上ならびに株主・投資家の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表してまいります。

以上